

検討のためのたたき台

（第1－6 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪を新設すること）

第1-6 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪を新設すること

A案

○歳未満の若年者に対し、わいせつな行為又は性交等をすることを要求し、又は約束した者は、●●●に処するものとする。

B案

○歳未満の若年者に対し、わいせつの目的で、働きかけをした者は、●●●に処するものとする。

C案

(1) ○歳未満の若年者に対し、わいせつの目的で、偽計や利益供与などの手段を用いて、会うことを要求した者は、●●●に処するものとする。

(2) (1)の罪を犯し、よって若年者と会った者は、■ ■ ■に処するものとする。

[検討課題]

【共通】

- 保護法益・処罰根拠
 - ・ 保護法益についてどのように考えるか。
 - ・ 処罰対象とする実態的・理論的根拠についてどのように考えるか。
 - ・ 強制わいせつ罪・強制性交等罪の予備罪を設ける場合と比較して、どのような差異があるか。
- 他の罪との関係
 - ・ 他の罪（未成年者略取・誘拐罪や強制性交等の罪等の未遂）との関係についてどのように考えるか。
- 処罰範囲の合理性
 - ・ 客体となる若年者の範囲（年齢）をどのようなものとするか。その理由や、刑法第176条後段及び第177条後段に規定する年齢との関係、特に、若年者の側から積極的な働きかけがあった場合や、本罪の客体となる若年者同士で行われた場合について、どのように考えるか。
- 法定刑の在り方
 - ・ 法定刑をどのようなものとするか、その理由についてどのように考える

か。

【B案・C案】

- 罰則としての明確性
 - ・ どのような行為をすれば犯罪となるのか（どのような行為であれば犯罪とならないのか）が文言上明確となっているか。
- 処罰範囲の合理性
 - ・ 主観面だけによらずに、法益侵害又はその危険性が客観的にも認められる行為を適切に捕捉できているか。
 - ・ 自白によらなくても検挙や処罰の実効性が確保できるような要件となっているか。
 - ・ 「働きかけ」や「要求」について、意思決定に影響を与えるような手段を用いたことを要件とすべきか、要件とする場合、どのようなものが考えられるか。